

地域医療の確保に関する重点提言

地域医療の確保を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

2．新たな専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、地域における医療の確保と住民の健康維持に責任を持つ都市自治体等の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じること。

3．自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

さらに、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

4．新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

5．今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。